

庄内町教育委員会会議録

平成 27 年第 9 回定例会

平成 27 年 7 月 24 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議日程 平成27年7月24日(金)
 - 開会 午後2時00分
 - 閉会 午後5時17分
- 2 会議場所 庄内町役場立川庁舎 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 会議録承認
平成27年第8回定例会会議録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 計画訪問について
 - (3) 庄内町通学路交通安全プログラムについて
 - (4) その他
 - 4 附議事件
日程第一 議案第50号 平成28年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について
 - 5 協議事項
 - (1) 庄内町文化創造館設置及び管理条例の全部を改正する条例(案)の制定について
 - (2) 庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の全部を改正する規則(案)の制定について
 - (3) 庄内町体育施設設置及び管理条例の全部を改正する条例(案)の制定について
 - (4) 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の全部を改正する規則(案)の制定について
 - (5) 庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程(案)の制定について
 - 6 その他
 - (1) 第10回教育委員会定例会の開催について
 - (2) その他
- 4 出席委員

教育委員長	菅原 正志
教育委員	今野 悦次(第一職務代理者) 途中退席
教育委員	池田 智栄(第二職務代理者)
教育委員	阿部 弓子
教育長	池田 定志
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	梅木 明
社会教育課長	本間 俊一
社会教育課長補佐	石川 仲
教育課長補佐兼教育施設係長	佐藤 祐一
教育課長補佐兼学校教育係長	佐々木 平喜
指導主事	和田 一江
主査兼社会教育係長	佐藤 直樹
主査兼スポーツ推進係長	小林 重和
社会教育係主任	我妻 則昭
教育総務係長	海藤 博

開 会	(午後 2 時 00 分)
教育委員長	開会します。2 会議録承認に入ります。何かございますか。一部修正して承認します。3 報告について (1) 経過報告からお願いします。
教育課長	(第 8 回教育委員会定例会以降の主な経過について報告)
教育委員長	追記、訂正等ございますか。
阿部委員	7 月 5 日の PTA 連合会全体研修会は欠席しました。
池田委員	6 月 27 日合併 10 周年記念式典には私も出席しました。7 月 21 日 17 時から庄内町振興審議会全体会があり、出席しました。
委員長	6 月 27 日合併 10 周年記念式典には私も出席しました。他にありませんか。ないようなので (2) 計画訪問についてお願いします。
五十嵐指導主事	(資料に基づき第 2 回と第 3 回の報告と、第 4 回の進め方について説明)
委員長	質問等ございませんか。ないようなので (3) 庄内町通学路交通安全プログラムについてお願いします。
佐々木課長補佐	(資料に基づき説明)
委員長	質問等ございませんか。
教育長	危険個所を点検する機関と話し合いをする機関が異なるようなのでうまく連携が取れるのか、また、学校と P T A は中核の役割となる事務局にして、二重枠で示すようにしてもいいかと思いました。主な通学路を指定するのは学校長なので、ある程度学校に責任を取ってもらいたい考え方です。
五十嵐指導主事	P T A でも点検は行っています。その点検をした中で学校や P T A だけで対応できないような箇所を合同点検として行っています。
教育長	点検した中からピックアップした問題点について警察や教育委員会が点検し、対策の案をこの対策協議会で検討する流れのようなので、それが見えるような図にした方がいいと思いました。
佐々木課長補佐	図についてですが、各学校の対策協議会には自主性があり、同じ構成機関でもなく、全ての対策協議会で学校と P T A が事務局になっているわけでもないことなどから現状の構成の状態を示しています。
教育長	現状ではなく今後こうしたいということを示すことはできませんか。
委員長	各学区の組織名称も違うようなので、それぞれ独自に運営しているようです。
五十嵐指導主事	地域の実情によって違います。学校と P T A が事務局の所もあればまちづくりと一緒にしている所もあります。そこを学校ができるだけ主導権を取るようと徐々に進めてはいますが、会議の構成メンバーも違うので、一律にはなっていない現状です。
教育長	学校と P T A が主導権をとって教育的価値と地域が考える安全を融合させるような指針を作ってもらいたいと思います。
委員長	委員の皆さんはどうですか。
池田委員	教育長がおっしゃったように、「主な通学路を指定するのは学校長」だということですので、今後は学校と P T A を中心にして進めようとするのを見えるようにしてもいいと思います。
教育長	余目中学校については、主な通学路の指定がされていないようなので確認したいと思います。
今野委員	立川小学校では登校班の通学ルートを各地区 P T A の校外指導員が作成しているので、中学校でもできるだけ活用して車の交通量など勘案しながらおおまかなルートを決めてもいいと思いました。

委員長	資料の中のPDCAサイクルの図の中で、通学路安全対策協議会はどのように関わるのでしょうか。
佐々木課長補佐	資料の中の2にも記載しているように、合同点検の結果をここで報告して対策を検討していくということです。
委員長	合同点検の結果を対策協議会に報告をして危険箇所について確認した後のステップはどうなるのですか。
五十嵐指導主事	PTAが点検した中で対策が必要な箇所について、警察や県の道路監察官、教育委員会等と一緒に合同点検をしながら、ある程度その場で対策を決定します。対策協議会には、その対策の結果について報告をしています。また、合同点検は年2回行いますので、1回目の合同点検で対策した箇所の経過を観察したり、冬期間の状況を確認しています。対策協議会は1回目と2回目の間に年1回しか行っていません。
委員長	この組織に関わる人にとっては通学路だけでなく近くの危険な川や沼なども点検箇所だと考える人もいると思うので、何を点検するのか細かく示してもいいのではないのでしょうか。地域性やそこに参加する特定の方の考え方に流されてしまうやり方ではなく、協議会の在り方について見つめ直してもいいと思いました。
教育長	現場にとっては通学路でない沼だろが道路だろが危険な箇所は危険なので、そこを点検して対策できる体制を取れるかどうか重要です。今は通学路に限定しているようなので、やるとすれば組織の名称も変えることも必要でしょう。結果的には子どもの安全を守るのが大事なわけですから、庄内町として子どもたちが安全安心でいられる体制をどうやって構築できるかを考える必要があると思います。
委員長	通学路に限定したプログラムとなっていますので、名称の問題もあると思うし、各地区でねらいも違ってもいけないので、これからの協議会の進め方そのものを検討しなければなりません。また、PDCAにおける位置づけも明確にした方がいいと思いますので、もう一度検討をお願いします。他にありませんか。ないようなので(3)その他ありませんか
佐々木課長補佐	(西野部落会と余目第一小学校PTAからの要望書の内容と対応について説明)
委員長	わかりました。他にありますか。
和田指導主事	(庄内町夢サポート塾実施要領の内容について説明)
委員長	質問等ありませんか。
池田委員	講師の確保が苦勞すると思います。視察した最上町のように、元教師だけでなく、それ以外の職業の方たちからも協力してもらって子どもたちを地域で育てていければいいなと感じたところです。確認ですが、子どもたちは何のためにこの塾に行くのか理解しているのでしょうか。
和田指導主事	誓約書も出してもらいます。学習への意欲付けを大事にしたいと思います。
阿部委員	生き方や夢を求める目的があるならば、中学3年生の夏休みは重要な時期でもあるので、1年生や2年生など早い時期にこうした機会を与えるのもよろしいかと思います。
和田指導主事	キャリア講話は1年生も2年生も対象にしていますが、今のご意見も今後の参考にしていきたいと思います。
委員長	まずは一度試行してみて、検証をしてより良いものにしたいと思います。以上で報告を終わります。午後3時35分まで休憩します。
休憩 15:20~15:35	

委員長	再開します。4附議事件に入ります。日程第一 議案第 50 号 平成 28 年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてを議題とします。
和田指導主事	(議案第 50 号について説明)
教育長	中学校の教科用図書でこれまでと変わったところは、社会の公民であり、教出から東書に変わったということです。問題になったのはその変わった理由でして、先生方からすると使いやすさという理由のようですが、本町や田川地区の子どもたちの課題からするともっと論議するべきであり、できればもう一回くらい会議をした方がいいのではないかと、使い勝手が悪いということで片づけられないのではないかと意見を言ってきました。今、県や本町でも子どもたちに探究力を身に付けさせることが課題であり、それに対してこの教科書が合うのかどうか、先生方が使いにくいから変えるということでもいいのか、どちらが子どもたちに力が付くのが論点となったことを報告いたします。
委員長	質問等ございませんか。
今野委員	これまでの図書とどう違うのでしょうか。
教育長	事実を認識させていく手法か、追求型で認識させる手法かで違います。調べ方も変わりますので、事実認識だけだとストーリーを覚える力が弱くなって、考える力の着き方が変わってくると思います。
委員長	他にありませんか。ないようなので賛成の方は挙手願います。全員賛成で可決します。5協議に入ります。(1)庄内町文化創造館設置及び管理条例の全部を改正する条例(案)の制定についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づいて説明)
我妻主任	(響ホール自主事業等について説明)
委員長	質問等ございませんか。
今野委員	指定管理者制度が導入されると、町民の方が心配されるのは行政サービスだと思えます。今までいた職員もいなくなったりして対応が不行き届きになってしまうような状況もあると思うのですが、そのへんの引継等については、しばらくの間現在の職員の方に残って頂くことは可能ですか。
社会教育課長	指定管理の受託者側の考え方もありますが、配置している主任以外にも、支配人や主事などノウハウを持った職員がいますのでその方々を採用して頂ければそのまま引き継いでいくことはできると思います。ただし主任が担当している管理部門については、例えば 12 月に決定して 3 月まで引継をやって難しいと思うので、やりながら慣れて行くしかないので、4 月以降も課の担当職員が対応しないと円滑な移行はできないと考えます。但し机は置かないつもりです。
今野委員	マニュアル本のようなものを作って引継ぐ方法もあると思うのですが。
我妻主任	今年度は職員向けの施設管理マニュアルを作りましたし、これまでも各種マニュアルは作成しております。但しこの他特殊な事情等あればその都度社会教育課に相談することも必要だと思えます。
委員長	他にありませんか。なければこのように進めてもらいます。(2)庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の全部を改正する規則(案)の制定についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づいて説明)
我妻主任	(指定管理者制度への移行スケジュールについて説明)
委員長	質問等ございませんか。なければこのように進めてもらいます。ここで今野委員が所用により退席します。(3)庄内町体育施設設置及び管理条例の全部を

	改正する条例（案）の制定についてお願いします。
社会教育課長	（資料に基づいて説明）
委員長	質問等ございませんか。なければこのように進めてもらいます。（４）庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の全部を改正する規則（案）の制定についてお願いします。
社会教育課長	（資料に基づいて説明）
小林主査	（指定管理者制度への移行スケジュールについて説明）
委員長	質問等ございませんか。なければこのように進めてもらいます。（５）庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程（案）の制定についてお願いします。
社会教育課長	（資料に基づいて説明）
委員長	質問等ございませんか。なければこのように進めてもらいます。６その他に入ります。（１）第10回教育委員会定例会の開催については、同日午後1時30分から外部評価の懇談会を行いますので終了後、午後3時15分を目途に行いますのでよろしくお願いします。（２）その他はありますか。なければ以上で閉会します。
閉 会	（午後5時17分）

会議の顛末を記載し、相違ないことを証明するため署名する。

平成 年 月 日

教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記